

11 経済産業省(特区)

管理コード	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特別提案事項管理番号	規制の特別事項(事項名)	規制の特別事項の内容	提案主体名	プロジェクトの名称	
1130130	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第51条第1項、第52条の2、第53条第1項、第2項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)3.	「自家用電気工作物であって、出力1,000W未満の発電所(電子力発電所を除く)、7,000V以下で発電する需要設備又は600V以下の配電線路を管理する事業場について、電気事業法施行規則第52条第1項に基づき保安管理業務を委託する場合、委託契約を締結する者は、同規則第53条の1に規定する要件を満たす者である必要があるが、当該要件において電圧の制限を設けていないため、保安管理業務の適確な遂行に支障が生じない体制が構築されていれば、電気工事業者が保安管理業務に参入することも可能である。	D-1	-	制度の現状で述べているとおり、現行の規定により対応可能。											1048	10481020	電気主任技術者の居る電気工事業者に、自家用電気設備の保守点検業務に責任担当出来るよう設備を安全な状態に保全出来ると共に、より広い現場からより有効な設備改善提案を実現出来る。	(別紙1参照)	イガラス電気工事株式会社	自家用電気設備保守管理制御プロジェク	
1130140	火薬類取締法第23条第1項及び第2項	火薬類取締法(以下「火取法」という。)第23条第1項では18歳未満の者は火薬類の取扱いをしてはならないと規定しているが、火取法施行規則第4条第8号で銃砲刀剣所持等取締法(以下「銃刀法」という。)第6条第1項の許可を受けた者が国際競技に用いる火薬類を取扱う場合はこの年齢制限の適用除外としている。	C	-	火薬類取締法では、火薬類の取扱いは非常に危険を伴い、その取扱いを担うと当事者のみならず、他の第三者にも重大な被害を及ぼすおそれがあるため、18歳未満の者が火薬類を取扱うことを原則として禁止している。18歳以上としてに関しては、その危険性にかんがみれば、例えば労働基準法第2条において、使用者は満18歳の年齢制限を合理的である。当該要請に関しては、(財)日本体育協会の推薦を受けた者であることを条件に許可することを求められているが、これをもって18歳未満の者が火薬類を取扱うことに関して安全性を確保できるものではなく、年齢規制の緩和を認めることはできない。	使用場所をクレー射撃場内に限定し、使用時は訓練銃及び火薬に関する高度の知識を有する指導員による指導の下に行い、実弾についてはクレー射撃場へ入付たものを使用する。15歳以上18歳未満の者が火薬を用いた実弾を使用することが可能かどうか回答されたい。	規制の特別事項名である「火薬類取締法第23条第1項及び第2項」中、「及び第2項」を削除する。当提案は、スポーツ競技としての観点から、クレー射撃競技に不可欠な銃撃力、反動制御、射撃力等を早期に習得できる環境を確立し、将来オリンピック出場できるような選手を育成するため、年齢制限の緩和により、日本体育協会の加盟地方団体から推薦された15歳以上の若者が銃撃等講習会と岡山県クレー射撃場内に限り射撃指導講習が受講できるものとする。なお、銃所持の許可については、本法の規定による可能年齢を満たしてから受けるものである。射撃教育講習では射撃場に備え付け銃、または貸し付け銃を使用するため、銃及び火薬の取扱いについては不正使用や不法所持等が発生するものではない。射撃場は、日本クレー射撃協会のアジア大会クラスの公認基準を満たす射撃場として平成16年3月完成し、実弾練習場を備え、環境面(射撃場)・安全面等を考慮された施設である。この施設で、NPO法人岡山県クレー射撃協会の熱心な指導員による銃及び火薬の取扱いの指導にあたる。			わが国の法律では18歳未満を児童として定義されているためか、18歳と15歳を制限の基準としている。しかし、15歳という年齢は義務教育で学力・知識を習得しており、体格・体力は15歳と18歳の差が小さい(文部科学省による平成15年度体力・運動能力調査結果を参照)。また、民法においては満15歳以上の者は一般に自分の行為の結果を認識・判断できるという意思能力を有するものとして取り扱われている。よって、年齢の規制緩和としての15歳は適当な年齢であると考える。まず、本法で定められた銃及び火薬の取扱いの法令講習については、年齢による特種の待遇をされるものではない。次に、現行の射撃講習では第三者に危害が及ぶおそれがあるのであれば、限られた範囲でしか動かない、たとえば固定された銃の状態で行うものとし、高度の知識を有する指導員がマンツーマンでこれに当たるものとする。以上、当提案は年齢の規制緩和により岡山県クレー射撃場内に限り、限られた若者がクレー射撃競技を早期習得できる環境の確立を図りたい。		右の提案主体の意見を踏まえて再度回答されたい。		提案主体からの再意見にあるような、学力、知識、体力、体格に関して、15歳と18歳の間で差異があるかどうかは問題ではない。事故が起きた場合にその責任を十分に果たすことができるかが問題であり、社会的責任を負える年齢として広く認められている18歳以上とすることが妥当であり、年齢制限を引き下げることにはできない。なお、銃を限られた範囲しか動かさないような措置を施したとしても、事故の可能性がなくなるものではない。	1056	10561010	銃砲刀剣所持所持等取締法第53条の2第1項第1号「火薬類取締法第23条第1項及び第2項」	「18歳、15歳」に緩和する。	岡山県岡山	クレー射撃競技国際大会強化選手育成構想		
1130150	電気事業法第3条 電気事業法第16条の2 電気事業法施行規則第2条第2項	電気事業を営もうとする者は、許可もしくは届出が必要。	D-1	-	ESCO事業者が電力供給を行う際、電気を供給する先の需要家との電気のやりとりが電気事業法施行規則で定められている「一の需要場所」内で行われているのであれば、電気事業法の規制対象外であり、電気事業者としての許可や届出は必要ありません。「一の需要場所」内の電気のやりとりは該当しなければ、特定電気事業者の申請をし、許可を得る。もしくは特定規模電気事業者の届出がなされれば電力供給は可能となります。一方、ESCO事業者がガス供給を行う場合ですが、ガスを熱・電力に転換しこれを他の需要家へ供給することについては、ガス事業法上、特種の制限はありません。											1095	10951010	エネルギー・環境連携の一括調達	電力、ガスなどのエネルギー調達とESCOサービスの調達を一括して、新たな役割調達の調達を提案する。場合によっては水・ガス・エネルギーの調達も一括調達する方法も有効と考えられる。	ESCO推進協議会	国の施設におけるESCO事業推進の規制緩和に関する提案	
1130160	電気事業法第3条 電気事業法第5条第1項、第2項	特定電気事業を営もうとする者は許可が必要。	D-1	-	地方公共団体が特定電気事業を営もうとするときは、特定電気事業の許可を得れば、電気事業を行うことは可能です。											1181	11811010	電気事業法第3条「事業の許可」の地方公共団体直営事業による地域活性化構想	地方公共団体が電気事業法第3条の規定の特例により、事業許可を受け配電事業が実施できる特例	鹿児島県上屋久町	地方公共団体直営電気供給事業構想	
1130170	電気事業法第3条第1項 電気事業法第17条第1項 電気事業法第21条第1項 電気事業法に基づき(経済産業大臣の処分に係る審査基準等第1.1(10))	一般電気事業者は、特定規模需要以外の需要に応じ、電気を供給する際は、原則供給契約の条件で供給しなければならない。	D-1	-	電力会社は一般の需要に応じ、電気の供給義務があること、電力会社が独占的地位を利用して恣意的に定めたり、右重要事項の取扱いが不公平にならないよう、供給契約に決められた条件で電気を供給することが必要です。しかし、電力会社から自治体が電力を購入する場合は、自治体の施設が電力小売自由化の範囲(契約電力原則50kw以上)であれば、電力会社との相対契約で自由に諸条件を決めることができます。自治体が自由化の範囲外(契約電力原則50kw以下)であれば、電力会社が電気事業法第21条第1項ただし書きに基づき申請し、約款による供給が難しい特別な事情がある場合に認可されることになります。また、自治体が発電した余剰電力の電力会社への売却単価の設定については法的な制約が無く、当該自治体と電力会社との協議により決定できます。なお、発電事業者と自治体の施設が同一主体であれば、何ら許可を得ずともは自家発電消費として供給は可能です。また、発電事業者と自治体の施設との間で密接な関係がある場合には、特定供給の申請をし、許可を得て電気の供給を行うことは可能です。												1309	13091010	自治体主導のエネルギー・マネジメントシステム	電力、ガスの契約は同一敷地内一契約の原則。自治体の清掃工場や下水処理場における発電施設の発電電力は一般電力会社が安く(買い取り、高い値で公共施設に販売されている。(規制の緩和)	特定非営利活動法人「地球環境融合センター」	街ごと省エネプロジェクト(グリーンリライアンスプログラム)
1130180	特許法第107条、第108条、第109条	特許に関する料金については、特許法第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う際の納付しなければならない手数料、また特許法第107条において特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。また、これらの料金については、資力に乏しい個人・法人、研究開発型中小企業及び大学の研究者等を対象に減免・猶予措置を講じているところ。	C	-	平成15年の通常国会において、特許法を改正し、特許関係料金について、出願料と特許料の引き下げ及び審査請求料の引き上げを行うなど、出願から権利維持までの出願1件当たりの総費用を引き下げたところ(平成16年4月施行)。具体的特許料の改正内容は以下のとおり、 ・第1年から第3年まで 毎年改正後 8100円に(請求項につき1600円) ・第4年から第5年まで 毎年改正後 24,300円に(請求項につき1,900円) 平均的な特許出願(請求項数76項、特許権持期間9年)と比較すると、従来の約1.6万円から約1.7万円へと半分以下に引き下げ、また、当初の第1年から第3年分においては約6.4万円から約1.1万円と分の1以下に引き下げたところ。 特許料は、特許権の存続期間の第1年から3年ごと(10年以上は同一料金)で定められており、長期間にわたり権利を維持する場合は、それに見合った高い経済価値を有していると考えられ、権利化当初は低額請求。その後は累積価値を有している。 現在の特許料の猶予は、このように引き下げられた特許料の第1年から第3年分の納付する困難である資力に乏しい法人に対する特別措置として定められているものであり、特定地域の特定の産業である法人のみの特許料の納付期間を猶予することは適切ではない。	平成15年の通常国会において、特許法を改正し、特許関係料金について、出願料と特許料の引き下げ及び審査請求料の引き上げを行うなど、出願から権利維持までの出願1件当たりの総費用を引き下げたところ(平成16年4月施行)。具体的特許料の改正内容は以下のとおり、 ・第1年から第3年まで 毎年改正後 8100円に(請求項につき1600円) ・第4年から第5年まで 毎年改正後 24,300円に(請求項につき1,900円) 平均的な特許出願(請求項数76項、特許権持期間9年)と比較すると、従来の約1.6万円から約1.7万円へと半分以下に引き下げ、また、当初の第1年から第3年分においては約6.4万円から約1.1万円と分の1以下に引き下げたところ。 特許料は、特許権の存続期間の第1年から3年ごと(10年以上は同一料金)で定められており、長期間にわたり権利を維持する場合は、それに見合った高い経済価値を有していると考えられ、権利化当初は低額請求。その後は累積価値を有している。 現在の特許料の猶予は、このように引き下げられた特許料の第1年から第3年分の納付する困難である資力に乏しい法人に対する特別措置として定められているものであり、特定地域の特定の産業である法人のみの特許料の納付期間を猶予することは適切ではない。											1021	10211010	知的創造活動の促進	登録簿、ロイヤリティ発生までの一定期間を「仮特許期間」として、特許料支払いに猶予期間を設け、特許料を後払いできるような制度の改正を行う。	和歌山県上富田町	知的創造活動促進構想

11 経済産業省(特区)

管理コード	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府県庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特別提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体名	プロジェクトの名称		
1130190	(1)特許法第107条、第109条、第95条及び第195条の2、産総研力強化法案17条 (2)特許法第38条	特許に関する料金は、特許法第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない手数料、特許法第107条において特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 また、これらの料金については、實力に乏しい個人・法人、研究開発型中小企業及び大学の研究者等を対象に減免措置を講じていること。 (2)特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表した後、6月以内に特許出願を行い、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新発、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。	(1)C (2)C	(1)特許料・審査請求料の軽減 平成15年の通常国会において、特許法を改正し、特許関係料金について、出願料及び特許料を引き下げ、審査請求料を引き上げを行うなど、出願から権利維持までの出願1件当たりの総費用を引き下げる改定を行ったところ(平成16年4月施行)。 また、實力に乏しい法人に対する減免措置の要件について、「設立5年以内、を「設立10年以内、まで緩和するとともに、研究開発型中小企業に対する減免措置について、従来の対象に加入、中小企業支援法の認定事業等に関連した出願を行う者についても対象とし、また、本年4月にもその対象者の拡大を図ったこと。 このように中、特定地区のみの企業の審査請求料及び特許料を減免することは、特許関係手数料の根底である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切でない。 (2)本制度の利用にあたっては、本人の出願より他人の出願があった場合には、其他人の出願が本人の出願であったとしても、本人も特許を取得できないことや、我が国に同様の例外規定が存在しない(取特特許等へ入願した場合)には、特許を取得できない(無効理由)こととなる点などに留意が必要である。このように、我が国の先願主義制度のもと、また国際的な制度調和が図られていない現状においては、我が国産産の国際競争力を高めるためには、できる限り早期の出願日を確保しておくことが重要である。このような現状において、我が国においてさらなる競争期間の延長を行うことは、我が国で進められた発明が十分な保護を受けられない結果を招く可能性を増大させることになり、それを防止し得る代替措置も存在しない。したがって本制度の見直しについては、知的財産戦略本部においてとりまとめられた「知的財産推進計画2005」(2005年6月10日本部決定)に基づき、「グループス」としての一括を含めた特許制度の国際的調和のための議論を促進することとしている。加えて、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略推進問題ワーキンググループの報告書「補正制度及び分割出願制度の見直し」(2004年10月、特許庁ホームページにて公表)においても、国際的調和については、実体特許法約(SPT)等の今後の議論の進捗状況も踏まつつ検討を行うべきである旨の報告がなされている(第21頁参照)。また、我が国全体に効力を有する特許権と異なり特許権そのものがある性格からして、一部地域の出願人のみが優遇されて特許権が付与される手続を導入することは適当でない。なお、特許出願のための期間が十分にとれないとの指摘については、大半の出願人がそうしているように弁理士制の有効活用を図ることに対応可能と考えられている。													1049	10491030	法規制の緩和	(1)特許料・特許申請料の軽減 (2)外国入IT技術者の在留資格要件緩和	東京都、神奈川県、川崎市	東京湾岸地域における経済特区の設置	
1130200	特許法第195条第2項	出願審査請求手数料の納付は、審査請求手続の一部であり規定の手数料の納付がなされて当該手続が完了し、当該特許出願の審査を行うこととなる。	C	平成16年4月より、特許関係料金の改正を行い、實力に乏しい法人に対する減免措置の要件について、「設立5年以内、を「設立10年以内、まで緩和するとともに、研究開発型中小企業に対する減免措置について、従来の対象に加入、中小企業支援法の認定事業等に関連した出願を行う者についても対象とし、また、本年4月にもその対象者の拡大を図ったこと。 このように中、特定地区のみの企業の審査請求料の分割納付を可能とすることは、査定前に拒絶理由の通知等により当該特許出願の権利取得自体を放棄した場合、残余の手数料がなされないことも想定されることより、特許関係手数料の根底である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切でない。	横浜市内には、京浜臨海部をはじめとして我が国のモノづくりを支えてきた高い技術力を持つ中小製造業が集積しているが、これら企業における知的財産権の取得・活用を促進することは経済活性化の上で重要な課題となっている。現在、市内製造業における特許取得・出願事業所数は92%に止まっているが、申請等に要する経費負担が重く、中小企業にとって特許取得の障害要因になっているとの実態が見られる。このため、取得促進のためには負担感の軽減が不可欠である。 本提案は、知的財産権取得に係る費用負担そのものの軽減を求め、このうち、出願手数料の分割納付を可能とすることで負担感を軽減することにより、取得促進することとをねらいとしており、受益者負担の観点から適切ではない。													1157	11571010	特許申請にかかる手数料等の納付手続きの強化	特許法等関係手数料令に規定される出願審査請求手数料を査定までの期間で分割して納付することができる。	神奈川県、横浜市	横浜知財ビジネス促進特区
1130210	特許法第109条及び第195条の2、特許法施行令第14条、特許法等関係手数料令第1条の2	特許に関する料金については、特許法第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない手数料、また特許法第107条において特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 また、これらの料金については、實力に乏しい個人・法人、研究開発型中小企業及び大学の研究者等を対象に減免措置を講じていること。	C	平成15年の通常国会において、特許法を改正し、特許関係料金について、出願料及び特許料を引き下げ、審査請求料を引き上げを行うなど、出願から権利維持までの出願1件当たりの総費用を引き下げる改定を行ったところ(平成16年4月施行)。 また、實力に乏しい法人に対する減免措置の要件について、「設立5年以内、を「設立10年以内、まで緩和するとともに、研究開発型中小企業に対する減免措置について、従来の対象に加入、中小企業支援法の認定事業等に関連した出願を行う者についても対象とし、また、本年4月にもその対象者の拡大を図ったこと。 このように中、特定地区のみの企業の審査請求料の分割納付を可能とすることは、査定前に拒絶理由の通知等により当該特許出願の権利取得自体を放棄した場合、残余の手数料がなされないことも想定されることより、特許関係手数料の根底である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切でない。	横浜市内には、高い技術力を持つ中小製造業が多く集積しているが、これら企業における知的財産権の取得・活用を促進することは経済活性化の上で重要な課題となっている。特に、長(我が国のモノづくりを支えてきた中小製造業)に比べて、短(我が国のモノづくり)の発展を支えてきた中小企業には国際競争力のある高度な技術を持つ企業が多く、これら企業における特許権の取得を促進すること、革新的な技術を知的所有者として活用し戦略的に事業展開できるようにしていくことが知財立国の実現のために必要である。 現在の實力に乏しい法人に対する減免措置は、設立後間もないために資金基盤が弱い個人に対する特例措置として定められているものである。特定地区のみの法人の審査請求料及び特許料の減免要件を緩和することは、特許関係手数料の根底である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切でない。												1157	11571020	特許登録にかかる費用の軽減	特許法等関係手数料令に規定される實力に乏しい者の要件のうち、設立の日(合併により設立された法人にあつてはその合併の日)以後10年を経過していない(要件を附帯する。	神奈川県、横浜市	横浜知財ビジネス促進特区	
1130220	「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」附則第5条第1項第3号、第5号 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」附則第4条第1項に該当する「創業等、新規中小企業等」については、同法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第5条第1項第3号、により、中小企業基盤整備機構が管理・運営を行う業務用地につき、前記の「地域産業の高成長に寄与する特定事業の業種の促進に関する法律」第2条第1項第1号、及び前記の「地域産業の高成長に寄与する特定事業の業種の促進に関する法律」第2条第1項第1号、及び前記の「地域産業の高成長に寄与する特定事業の業種の促進に関する法律」第2条第1項第1号、に規定する業種以外の業種についても立地が可能となるように、平成17年4月13日施行の「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」附則第4条第1項「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第2条第1項、第3号、第11号、	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」附則第4条第1項に該当する「創業等、新規中小企業等」については、同法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第5条第1項第3号、により、中小企業基盤整備機構が管理・運営を行う業務用地につき、前記の「地域産業の高成長に寄与する特定事業の業種の促進に関する法律」第2条第1項第1号、及び前記の「地域産業の高成長に寄与する特定事業の業種の促進に関する法律」第2条第1項第1号、に規定する業種以外の業種についても立地が可能となるように、平成17年4月13日施行の「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」附則第4条第1項「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第2条第1項、第3号、第11号、	D-1	旭川1サーブ(ワーク業務用地)において、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」附則第4条第1項に、基づき「創業等、新規中小企業等」に該当するSPC(特別目的会社)を設立し、当該社が用地を購入し、事業展開を図ることは、現行の規定により対応可能。														1074	10741080	独立行政法人中小企業基盤整備機構が管理・運営を行う業務用地(旭川1サーブ)における立地可能な業種に国際研修・高度医療分野の業種を追加すること等であり、SPC(特別目的会社)による国際研修センター及び高度医療センター・付属病院を設置し運営できるようにする。	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	